給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第５２号

大阪市西淀川区福町１丁目10番13号パークワン305号室

再生債務者　中谷　雅之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年11月22日まで

平成24年10月25日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号

北海道岩見沢市６条西11丁目２番地20　ＳｕｎＳｈｉｎｅ　ＫＯＪＩ102号

再生債務者　堀　　崇嗣

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年11月26日まで

平成24年10月26日

札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（再ロ）第２号

山口市大内御堀3848番地100

再生債務者　神崎　　望

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年11月26日まで

平成24年10月26日　　山口地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第５号

福岡県福津市中央１丁目16番６―1309号

再生債務者　園田　俊彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月５日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第３号

神戸市西区今寺30番地の11

再生債務者　寺西　悦男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年10月９日

神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による免責決定

平成２４年（モ）第２０２７号

相模原市南区東林間３丁目５番22号

再生債務者　宮下　裕一

1　主文　再生債務者を免責する。

2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。

平成24年10月25日

横浜地方裁判所相模原支部

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づき、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。

平成 24 年 11 月５日

公立学校共済組合理事長　矢野　重典

（退職）　監事（非常勤）　青山　　彰

以上平成24年９月26日付け

（就職）　監事（非常勤）　及川　良一

以上平成24年９月27日付け

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十一日

掲載頁　四十六頁（号外第一三五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年六月二十一日

掲載頁　五十二頁（号外第一三五号）

平成二十四年十一月五日

大阪市阿倍野区西田辺町一丁目一番二四号

合名会社井上商店

代表社員　井上　郁雄

平成二十四年十一月五日

東京都中野区中央二丁目一三番八号

（甲）綜警情報システム株式会社

代表取締役　増田　雅博

静岡市葵区長沼六八一番地の二ＡＬＳＯＫ静岡ビル五Ｆ

（乙）株式会社アプリス

代表取締役　増田　雅博

合併公告

債権者各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併の効力発生日は平成二十五年一月四日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）はそれぞれ平成二十四年六月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）http://www.mizuho-isec.co.jp/

平成二十四年十一月五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

（甲）みずほ証券株式会社

代表取締役　本山　博史

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一〇番三〇号

（乙）みずほインベスターズ証券株式会社

代表取締役　恵島　克芳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十二月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社井上商店としま す。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月五日

大阪市阿倍野区西田辺町一丁目一番二四号

合名会社井上商店

代表社員　井上　郁雄

平成二十四年十一月五日

東京都中野区中央二丁目一三番八号

（甲）綜警情報システム株式会社

代表取締役　増田　雅博

静岡市葵区長沼六八一番地の二ＡＬＳＯＫ静岡ビル五Ｆ

（乙）株式会社アプリス

代表取締役　増田　雅博

合併公告

債権者各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併の効力発生日は平成二十五年一月四日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）はそれぞれ平成二十四年六月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）http://www.mizuho-isec.co.jp/

平成二十四年十一月五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

（甲）みずほ証券株式会社

代表取締役　本山　博史

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一〇番三〇号

（乙）みずほインベスターズ証券株式会社

代表取締役　恵島　克芳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十二月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社井上商店としま す。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月五日

大阪市阿倍野区西田辺町一丁目一番二四号

合名会社井上商店

代表社員　井上　郁雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、平成二十計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年十一月五日

福島県福島市土湯温泉町字鷲倉山二番地の六

有限会社荒井石材店

代表取締役　今泉　妤雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億百円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、平成二十計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年十一月五日

東京都台東区蔵前三丁目四番九号

有限会社キュラーズ・キャピタル

取締役　ステファン・ジョセフ・スポーン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億円減少し十億円とすることにいたしました。

株効力発生日は平成二十四年十二月六日であり、株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、平成二十四年十一月二日に終了しておりますす。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://sec.kazaka.jp

平成二十四年十一月五日

東京都中央区日本橋兜町二番二号

代表取締役社長　石井　隆夫

かざか証券株式会社

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し八百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、平成二十計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年十一月五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番五号

有限会社鈴木基地所

代表取締役　鈴木　妤雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億百円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、平成二十計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年十一月五日

東京都台東区蔵前三丁目四番九号

有限会社キュラーズ・キャピタル

取締役　ステファン・ジョセフ・スポーン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億円減少し十億円とすることにいたしました。

株効力発生日は平成二十四年十二月六日であり、株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、平成二十四年十一月二日に終了しておりますす。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://sec.kazaka.jp

平成二十四年十一月五日

東京都中央区日本橋兜町二番二号

代表取締役社長　石井　隆夫

かざか証券株式会社

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、平成二十計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年十一月五日

福島県福島市土湯温泉町字鷲倉山二番地の六

有限会社荒井石材店

代表取締役　今泉　妤雄